

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	46 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	80 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	50 件

東京国民年金 事案 12597

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年12月までの期間及び58年10月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年10月から56年12月まで
② 昭和58年10月から59年6月まで

私は、夫が私の国民年金の加入手続きを行った後、国民年金保険料を欠かさずに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年6月頃に払い出され、申立人は、同年4月以降申立期間を除き現在まで国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の夫及び当時同居していた申立人の義母は保険料を全て納付し、義父は加入可能年数分の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年9月まで
② 平成10年9月

私の母は、私が平成9年4月に会社に就職するまでの期間の私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、私は、10年8月に会社を退職した後、税金と一緒に申立期間②の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年7月頃に払い出され、申立人は20歳到達時の同年*月以降当該期間を除き厚生年金保険に加入する前の9年3月までの期間の国民年金保険料を全て納付していること、当該期間直前の6年5月から7年3月までの期間の保険料は8年6月に一括納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の兄は、当該期間を含む20歳到達時から厚生年金保険に加入する前の8年7月までの期間の保険料は全て納付済みとなっていること、申立人及びその兄の保険料を納付していたとする母親は昭和52年6月に国民年金に任意加入した後、自身の保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び同喪失の記録は平成15年3月に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点まで当該期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録追加時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、当該期間当時の

厚生年金保険から国民年金への切替手続き時の状況及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私の夫は、結婚した昭和 45 年 5 月頃に A 区で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を夫自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 58 年 7 月及び同年 8 月については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、51 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能である。また、当該期間において申立人が住所を定めていた B 区の当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿において同区への転入の記載が確認でき、当該期間は 2 か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、当該期間の自身の保険料は納付済みであり、申立内容に一定の整合性が認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人の夫は、「結婚した昭和 45 年 5 月頃に A 区で妻（申立人）の国民年金の加入手続を行い、妻の当該期間の保険料を納付していた。」と述べているが、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は 51 年 7 月に払い出されていることが確認でき、手帳記号番号の払出しの時点においては当該期間の保険料は時効により納付することができない。その上、申立人の夫は、申立人の加入時期の記憶が曖昧であり、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和 58 年 9 月については、申立人の夫の保険料は納付済みで

あるものの、B区の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②に係る申立人の夫の国民年金の資格取得日は58年7月21日、資格喪失日は同年10月1日と記載されているのに対し、申立人の資格喪失日は、同年9月30日と記載されており、また、申立人が所持している国民年金手帳にも被保険者でなくなった日に同年同月同日の記載がある。これらのことから、資格喪失月の同年9月は国民年金の資格期間とはならないため、申立人は保険料を納付することはできなかったものと認められる。加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金制度が始まってすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。役所の指示どおりに納付してきており、申立期間の保険料の領収証書も所持している。納付した保険料に不足が生じた場合には、後から不足分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き 60 歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの 6 か月分の保険料を時効期間経過後の 46 年 6 月に納付したため、当該保険料は当時実施されていた第 1 回特例納付によって 43 年 10 月から 44 年 1 月までの期間の保険料に充当され、差額の不足分の保険料を 47 年 7 月に納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、申立期間の 2 か月分の保険料は、この充当時点で未納になったと考えられるが、保険料の充当処理がなされたときはその旨を当該被保険者に通知することとされていたことから、申立人が申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私の夫は、結婚後に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年6月頃に払い出されており、申立人は申立期間を除き同年4月以降の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間の前後の保険料はそれぞれ納付済みであること、及び申立人の保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までのむ国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、付加保険料を含む国民年金保険料を定期的に金融機関で納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 4 月頃に払い出されており、申立人は申立期間を除き同年同月から平成 15 年 11 月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであること、申立人は、国民年金の定額保険料と付加保険料を合わせた額が記載された納付書で定期的に金融機関で保険料を納付していたと説明しており、当時の保険料の納付方法と合致していること、及び申立期間当時に申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は昭和 58 年に事務所を開設した。事務所の経理を担当していた母は、開設時に私の国民年金の加入手続を行い、母と私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間のうち 60 年から保険料を納付していたことを示す確定申告書（控）を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間については、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として昭和 60 年から平成 7 年までの確定申告書（控）を提出しており、この申告書のうち申立期間に係る申告書に記載されている金額は自身と申立人の母親の保険料額であり、申立期間の保険料は母親と同様に前納で納付していたと説明しており、当該期間の申告書の「社会保険料控除」欄の「国民年金」として記載されている金額は、当該期間の各年度の 4 月から翌年 3 月までの保険料をそれぞれ前納した二人分の合計額とおおむね一致しているほか、母親は当該期間の各年度の保険料をそれぞれ前納で納付していることがオンライン記録で確認できる。また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする母親は、申立期間を含め 60 歳に到達するまでの保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人及び前述の申告書を作成したと説明する会計事務所は 58 年及び 59 年の申告書（控）は所持していないと説明しており、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無いほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付

状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であり、申立人は 58 年の開設時に関係団体に登録する書類に国民年金に加入しているかの確認があったと説明しているが、当該団体は国民年金に加入しているかの確認は行っていないと説明しているなど、申立期間当初の加入手続に関する記憶も曖昧であり、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年11月から9年3月まで
私は、平成8年11月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は届いた納付書で納付期限に間に合うように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の基礎年金番号は平成9年6月2日に付番され、申立期間直後の同年4月及び同年5月の保険料は同年6月5日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であるほか、申立人は10年7月から国民年金の第3号被保険者に種別変更したことにより、同年同月の保険料が同年9月4日に還付決議されていることがオンライン記録で確認でき、決議日時点では当該保険料は申立期間の一部に保険料を充当することが可能であったが、保険料が充当された記録は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から62年6月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで

私の母は、私が20歳になった時に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が渡した費用で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年8月時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の自身の保険料を過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、保険料の納付場所、納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、母親自身は当該期間が国民年金の未加入期間及び未納期間であることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の手帳記号番号の払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年12月まで

私の妻は、私が厚生年金保険適用事業所を退職後、私の国民年金の再加入手続きを行い、夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれていた。妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、婚姻後の夫婦二人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含む20歳から60歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の再加入手続きの時期について、当時居住していた市において、市役所職員の退職金が問題となっていた時期であると説明しており、当該市の百年市史年表編には、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職した直後の昭和58年5月に市職員の退職金について市民団体から要望書が提出されたことが記載されているほか、申立人及びその妻の保険料の収納年月日が確認できる平成7年4月以降の夫婦の収納年月日はおおむね同日であることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私の父は、昭和 42 年頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 47 年 4 月に転居したが住民票は移さず、その 1 年後の 48 年 4 月に住民票を移し住所変更手続きを行って以降の申立期間②の保険料は、私が毎月納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人自身が納付していたとする当該期間後の保険料は全て納付済みである。また、申立人は昭和 49 年 11 月 29 日に再交付された国民年金手帳を所持しており、この手帳の再交付時点では当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人が所持する昭和 42 年 9 月 11 日発行の国民年金手帳では 43 年度から 45 年度までの印紙検認記録欄に検認印が押されておらず、46 年度及び 47 年度の印紙検認記録欄には各年度の保険料の申請免除を承認する旨の記載がされており、当該期間直後の期間は当時申請免除期間であったことが確認できる上、当該期間当時に同居していたとする母親は国民年金の加入記録が無く、それぞれ婚姻するまで同居していたと

する妹二人の当該同居期間は国民年金の未加入期間であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年6月まで

私は、昭和46年3月頃に区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書で納付し、婚姻するまでの期間は住居近くの郵便局や金融機関で、婚姻後は区役所出張所で3か月ごとに納付していた。加入した時に20歳までの保険料を遡って納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人は申立期間中の昭和46年3月25日に発行された国民年金手帳を所持しているほか、申立人は国民年金に加入した時に20歳までの保険料を遡って納付したと説明している。当該年金手帳の発行時点で申立期間当初の45年11月から46年3月までの期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は申立期間中の47年9月に同一区内で転居しているが、当該手帳の住所欄には当該住所変更の記載がされており、この住所宛てに現年度保険料の納付書が申立人に送付されていたものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時に納付していたと説明する保険料の納付額は、当時の保険料額とおおむね一致し、3か月ごとに納付していたとする保険料の納付頻度は申立人が申立期間当時に居住していた区の納付頻度と一致しているほか、申立期間当時に申立人と同じ職場で勤務していたとする元同僚は、申立人から国民年金の手帳を見せてもらい、保険料を納付していると聞き、自身も国民年金に加入したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 1 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 55 年 4 月から平成元年 4 月まで
⑤ 平成 3 年 4 月から 8 年 12 月まで

私の妻は、昭和 41 年 1 月の婚姻後に夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。私の保険料を納付していた妻が国民年金の受給資格を満たしているのに、私が受給資格を満たしていないのはおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、④及び⑤については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①及び②については、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職後に厚生年金保険から国民年金への切替^{おぼ}手続を行った時期を憶えていないと説明しており、国民年金への切替手続の時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①及び②のうち昭和 47 年 1 月及び同年 2 月は、申立人が当時居住していた区が 58 年 11 月 9 日に作成した年度別納付状況リストでは当該期間当時は国民年金の未加入期間であることが確認でき、この期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であり、同リストでは 47

年3月から50年3月までの期間は納付の記録が無いなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④及び⑤については、申立期間④のうち昭和60年10月から同年12月までの期間及び62年4月は申立人の妻の保険料が未納であり、同様に申立期間⑤は当該期間の大半について未納であることが確認できる。また、申立人は妻が夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、夫婦二人が納付済みである期間のうち、オンライン記録では申立人の納付記録が前納となっている50年7月から51年6月までの期間及び52年5月から53年3月までの期間については、妻の納付記録は前納となっていないほか、52年10月から同年12月までの期間は未納となっており、オンライン記録で申立人の納付記録が過年度納付となっている平成元年5月から2年3月までの期間の妻の納付記録は現年度納付となっているなど、夫婦二人の納付記録は必ずしも一致しておらず、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成2年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は定かでないが、国民年金保険料の督促状のようなものが届いたので、過去1年分の保険料を何回かに分けて納付するとともにその年度分の保険料を納付し、その後は定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年6月時点で、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人が過去1年分の保険料を数回に分けて遡って納付したとする保険料の金額は当該期間の保険料額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和62年2月から平成元年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記払出時点で当該期間のうち過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、上記払出時点で一部の期間は保険料を過年度納付することが可能であったが、上記のとおり申立人は1年分の未納保険料を納付したと説明していること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を2冊所持しているが、ほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年

4月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 15 年 3 月まで

私は、大学 4 年生の時に就職内定先から年金手帳の提出を求められ、社会保険事務所（当時）で年金手帳の再交付申請を行った。その際に職員から学生納付特例制度の説明を受け、その場で申立期間の保険料の学生納付特例申請を行った。申立期間の保険料が学生納付特例により納付猶予とされておらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 15 年 2 月及び同年 3 月については、申立人は就職内定先から年金手帳の提出を求められ、申立期間当時に居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）で年金手帳の再交付申請を行った際に、学生納付特例制度の説明を受け、その場で申請を行ったと具体的に説明しており、申立人のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳で年金手帳の再交付日が 15 年 3 月 27 日であることが確認できること、当該再交付時点で当該期間の保険料に係る学生納付特例の申請は可能であったこと、上記の社会保険事務所（現在は、年金事務所）では、国民年金の年金手帳の再交付申請及び学生納付特例申請の事務処理は市の国民年金担当窓口を經由して行われていたが、社会保険事務所に直接来所して申請があった場合には、社会保険事務所で受け付けて事務処理を行っていたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成 14 年 4 月から 15 年 1 月までの期間については、上記の年金手帳の再交付時点では、制度上、当該期間の保険料は学生納付特例の申請を行うことができなかつたほか、申立人はそれ以前に同申請を行ったことはないとしていることなど、申立人が当該期間の保険料の学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで

私の両親は、私が昭和 59 年 11 月から父の店で働くようになったため、私の国民年金の加入手続を行った。また、私の母は、申立期間を含む私が結婚する 62 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間直後の同年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料が 63 年 2 月に過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度納付の時点においては、当該期間の保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間の過年度納付書は申立人に対し発行されていたものと考えられ、申立期間のうち、61 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、当該過年度納付の時点において、同時に納付されたと考えるのが自然である。

また、当該期間は 3 か月と短期間であり、前述の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料及びその後の国民年金の加入期間の保険料は、オンライン記録によると、全て納付されていることが確認できる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 12 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 市に係る国民年金被保険者台帳管理簿によると、61 年 6 月に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、前述のとおり、申立期間直後の同年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は 63 年 2 月に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間は、

当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私の両親は、私が59年11月から父の店で働くようになったため、私の国民年金の加入手続を行った。」と述べているものの、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は61年6月に払い出されており、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年10月まで

私は、昭和43年11月に会社を退職し、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、老後のことを考え、保険料を納付することにした。私は、申立期間の保険料の領収証書を所持しており、現在まで申立期間の保険料が還付された記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和41年4月1日発行の国民年金手帳によると、申立人は、「昭和38年12月1日」に強制加入被保険者の資格を喪失し、「昭和44年11月18日」に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該記載内容はオンライン記録とも一致している。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

しかしながら、申立期間の保険料は、申立人が所持している領収証書によると、昭和44年4月から同年9月までの期間の保険料が45年1月28日に、44年10月の保険料が45年3月31日にそれぞれ郵便局において納付されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和39年11月に申立人の元夫と婚姻しており、元夫は、オンライン記録によると、40年9月に厚生年金保険の資格を喪失した後、44年9月から再び厚生年金保険に加入していることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、44年4月から同年8月までの期間は、国民年金に加入していない期間ではなく、本来、国民年金の強制加入期間として管理されるべき期間であることから、当該期間は保険料を納付することが可能な期間である。なお、当該期間は、前述のとおり、オンライン記録上は国民年金に加入していない期間であり、当該記録に従えば、当該期間の保険料は還付すべきであるが、当該期間の保険料が、「還付・充当・死亡一時金等リスト」において、還付されたことを確認することはできない。

一方で、申立期間のうち、44年9月及び同年10月は、国民年金に任意加入することが可能な期間であるが、申立人が任意加入として国民年金の被保険者資格を取得したのは、前述のとおり、同年11月18日とされていることから、当該期間は、オンライン記録のとおり、国民年金に加入していない期間であり、本来、保険料を納付することができない期間である。これらのことを踏まえると、当該期間の保険料は、過誤納として還付されるべきものであるが、当該期間の保険料が、「還付・充当・死亡一時金等リスト」において、還付されたことを確認することはできない。

以上のことから、申立期間の保険料は、制度上、還付されるべきものであるとしても、記録上、当該保険料が還付された事実は確認できず、長期間、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間に係る被保険者資格及び保険料の納付を認めないのは信義則に反すると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 98 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、98 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から41年3月5日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA営業所の被保険者期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となったB社に勤務した期間及び申立期間の後で脱退手当金が支給されたとする日の直前のA営業所に勤務した期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

そして、申立人に対する脱退手当金は、申立期間に勤務したA営業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年7か月後の昭和44年10月17日に支給決定されたこととなっている上、未請求となっている申立期間後に勤務した事業所はA営業所であり、仮に、事業主が当該脱退手当金を請求したとすれば、当該未請求期間が生ずることは考えられないことから、同営業所の事業主が申立人の委任を受けて当該脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人が、当該脱退手当金支給決定日前の3回の被保険者期間のうち、未請求となっている当該最初の被保険者となった27か月及び申立期間の後の支給日より近く、しかも、申立期間と同一事業所である38か月の2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっているA営業所に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間とは、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から35年4月1日まで
平成8年に年金受給の手続をしたときに、申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していることを知った。脱退手当金を受給した覚えは無かったが、支給記録があると言われ諦めていたところ、今回、第三者委員会を知り、申立てをすることにした。脱退手当金を受給した覚えが全く無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金が支給決定されたとされる昭和35年当時の社会保険事務所(当時)における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書に厚生年金保険被保険者証の添付が義務づけられており、当該請求書を受け付けた社会保険事務所では、脱退手当金の支給決定後に、当該被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、これを請求者に返還することとされていたところ、申立人が申立期間に勤務したA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行された、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、申立人は、A社を退職するときに、人事担当者から「厚生年金保険被保険者証を大切に保管しておくように」と言われたと主張しているところ、申立人は、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえると、当該主張も信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 120 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 28 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（控）及び平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日について、A社は、平成 20 年 11 月 30 日に賞与を支給したとして、23 年 4 月 20 日に年金事務所に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日は 20 年 11 月 28 日とされていることから、同日に訂正することが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、120 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年5月9日は25万円、同年11月28日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年5月9日
② 平成20年11月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（控）及び平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の賞与支払年月日について、A社は、申立期間①は平成20年5月31日、申立期間②は同年11月30日に賞与を支給したとして、23年4月20日に年金事務所に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日について、申立期間①は20年5月9日、申立期間②は同年11月28日とされていることから、それぞれ同日に訂正することが相当である。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成20年5月9日は25万円、同年11月28日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年6月25日は23万円、同年11月28日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月25日
② 平成20年11月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（控）及び平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の賞与支払年月日について、A社は、平成20年11月30日に賞与を支給したとして、23年4月20日に年金事務所に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日は20年11月28日とされていることから、同日に訂正することが相当である。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 20 年 6 月 25 日は 23 万円、同年 11 月 28 日は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 15 日は 43 万円、18 年 7 月 20 日は 44 万円、19 年 7 月 25 日は 45 万円、同年 12 月 20 日は 45 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 18 年 7 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 25 日
④ 平成 19 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間①から④までに同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 43 万円、18 年 7 月 20 日は 44 万円、19 年 7 月 25 日は 45 万円、同年 12 月 20 日は 45 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることか

ら、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 15 日は 39 万円、18 年 7 月 20 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 18 年 7 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 39 万円、18 年 7 月 20 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 15 日は 20 万 4,000 円、18 年 7 月 20 日は 21 万円、19 年 7 月 25 日は 22 万円、同年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 18 年 7 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 25 日
④ 平成 19 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間①から④までに同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 20 万 4,000 円、18 年 7 月 20 日は 21 万円、19 年 7 月 25 日は 22 万円、同年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることか

ら、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年8月1日）及び資格取得日（昭和50年10月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年10月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は社命により海外で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和47年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、50年8月1日に資格を喪失後、同年10月8日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出したパスポートの写しによると、申立人は、昭和47年2月9日から48年9月15日まで、49年4月30日から50年4月18日まで、同年4月29日から同年10月8日まで及び51年3月16日から同年7月3日までの期間において、海外で勤務していたことが確認できるが、上記被保険者名簿によると、申立期間以外については厚生年金保険に継続して加入していることが確認できる上、申立人が提出した申立期間当時の行動記録及び元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、勤務形態に変更は無かったと推認できる。

さらに、申立人及び複数の従業員が申立人と同じ部署で海外出張していたとする複数の元従業員においては、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが、上記被保険者名簿から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成6年12月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年5月から同年10月までは38万円、同年11月から8年9月までは34万円、同年10月から15年2月までは32万円、同年4月から16年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は11万円、同年12月15日及び16年7月15日はそれぞれ100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から17年3月10日まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月15日

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く、申立期間②から④までの標準賞与額の記録が無い。申立期間の一部の給料明細書、賞与明細書及び預金通帳を提出するので、各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成6年12月から8年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで遡って20万円に減額訂正されており、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されている者が7人確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主から回答が得られないが、申立人から提出された給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額より高いことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらず、同社の元同僚は、申立人は現場の技術部長として勤務し、社会保険の届出事務に関与しておらず、社会保険事務や給与計算は経理担当者が全て行っていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年12月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①のうち、平成6年5月から15年2月まで及び同年4月から16年6月までの期間について、申立人から提出のあった給料明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成6年5月から同年10月までは38万円、同年11月から8年9月までは34万円、同年10月から15年2月までは32万円、同年4月から16年6月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、申立期間①のうち、平成15年3月及び16年7月から17年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低

いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月15日は11万円、同年12月15日及び16年7月15日はそれぞれ100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 30 日は 36 万円、16 年 8 月 31 日は 13 万 4,000 円、同年 12 月 30 日は 29 万 4,000 円、17 年 8 月 16 日は 25 万円、同年 12 月 28 日は 42 万 5,000 円、18 年 8 月 21 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 48 万 7,000 円、19 年 8 月 20 日は 25 万円、同年 12 月 20 日は 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 30 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 30 日
⑤ 平成 17 年 8 月 16 日
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日
⑦ 平成 18 年 8 月 21 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は36万円、16年8月31日は13万4,000円、同年12月30日は29万4,000円、17年8月16日は25万円、同年12月28日は42万5,000円、18年8月21日は32万5,000円、同年12月20日は48万7,000円、19年8月20日は25万円、同年12月20日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 30 日は 36 万 7,000 円、16 年 8 月 31 日は 16 万 2,000 円、同年 12 月 30 日は 30 万円、17 年 8 月 16 日は 25 万 5,000 円、同年 12 月 28 日は 43 万 3,000 円、18 年 8 月 21 日は 33 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 50 万 7,000 円、19 年 8 月 20 日は 27 万円、同年 12 月 20 日は 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 30 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 30 日
⑤ 平成 17 年 8 月 16 日
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日
⑦ 平成 18 年 8 月 21 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は36万7,000円、16年8月31日は16万2,000円、同年12月30日は30万円、17年8月16日は25万5,000円、同年12月28日は43万3,000円、18年8月21日は33万6,000円、同年12月20日は50万7,000円、19年8月20日は27万円、同年12月20日は54万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 30 日は 34 万 5,000 円、16 年 8 月 31 日は 12 万 9,000 円、同年 12 月 30 日は 28 万 2,000 円、17 年 8 月 16 日は 24 万円、同年 12 月 28 日は 40 万 8,000 円、18 年 8 月 21 日は 32 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 48 万 7,000 円、19 年 8 月 20 日は 26 万円、同年 12 月 20 日は 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 30 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 30 日
⑤ 平成 17 年 8 月 16 日
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日
⑦ 平成 18 年 8 月 21 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は34万5,000円、16年8月31日は12万9,000円、同年12月30日は28万2,000円、17年8月16日は24万円、同年12月28日は40万8,000円、18年8月21日は32万2,000円、同年12月20日は48万7,000円、19年8月20日は26万円、同年12月20日は52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 30 日は 31 万 5,000 円、16 年 8 月 31 日は 11 万 8,000 円、同年 12 月 30 日は 25 万 8,000 円、17 年 8 月 16 日は 22 万円、同年 12 月 28 日は 37 万 4,000 円、18 年 8 月 21 日は 30 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 46 万 8,000 円、19 年 8 月 20 日は 24 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 49 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 30 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 30 日
⑤ 平成 17 年 8 月 16 日
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日
⑦ 平成 18 年 8 月 21 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 20 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は31万5,000円、16年8月31日は11万8,000円、同年12月30日は25万8,000円、17年8月16日は22万円、同年12月28日は37万4,000円、18年8月21日は30万6,000円、同年12月20日は46万8,000円、19年8月20日は24万5,000円、同年12月20日は49万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月30日は33万円、16年8月31日は13万5,000円、同年12月30日は27万円、17年8月16日は23万円、同年12月28日は39万1,000円、18年8月21日は30万4,000円、同年12月20日は45万8,000円、19年8月20日は24万円、同年12月20日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月30日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月30日
⑤ 平成17年8月16日
⑥ 平成17年12月28日
⑦ 平成18年8月21日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月20日
⑩ 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は33万円、16年8月31日は13万5,000円、同年12月30日は27万円、17年8月16日は23万円、同年12月28日は39万1,000円、18年8月21日は30万4,000円、同年12月20日は45万8,000円、19年8月20日は24万円、同年12月20日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月30日は29万2,000円、16年8月31日は15万4,000円、同年12月30日は26万4,000円、17年8月16日は22万円、同年12月28日は37万4,000円、18年8月21日は29万1,000円、同年12月20日は43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月30日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月30日
⑤ 平成17年8月16日
⑥ 平成17年12月28日
⑦ 平成18年8月21日
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑧までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主によ

り賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月30日は29万2,000円、16年8月31日は15万4,000円、同年12月30日は26万4,000円、17年8月16日は22万円、同年12月28日は37万4,000円、18年8月21日は29万1,000円、同年12月20日は43万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び申立期間④から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月30日は37万5,000円、16年12月30日は27万円、17年8月16日は26万円、同年12月28日は44万2,000円、18年8月21日は34万8,000円、同年12月20日は52万6,000円、19年8月20日は28万円、同年12月20日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月30日
③ 平成16年8月31日
④ 平成16年12月30日
⑤ 平成17年8月16日
⑥ 平成17年12月28日
⑦ 平成18年8月21日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月20日
⑩ 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び申立期間④から⑩までについて、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月30日は37万5,000円、16年12月30日は27万円、17年8月16日は26万円、同年12月28日は44万2,000円、18年8月21日は34万8,000円、同年12月20日は52万6,000円、19年8月20日は28万円、同年12月20日は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①及び③について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 30 日は 30 万円、16 年 8 月 31 日は 13 万 3,000 円、同年 12 月 30 日は 24 万 6,000 円、17 年 8 月 16 日は 21 万円、同年 12 月 28 日は 35 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 30 日
③ 平成 16 年 8 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 30 日
⑤ 平成 17 年 8 月 16 日
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑥までについて、A 社から提出された賞与台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月30日は30万円、16年8月31日は13万3,000円、同年12月30日は24万6,000円、17年8月16日は21万円、同年12月28日は35万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、上記賞与台帳により、申立人は、当該期間に賞与を支給されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、A社も、当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 8 月 16 日は 30 万 5,000 円、同年 12 月 28 日は 51 万 8,000 円、18 年 8 月 21 日は 40 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 60 万 5,000 円、19 年 8 月 20 日は 31 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 63 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 16 日
② 平成 17 年 12 月 28 日
③ 平成 18 年 8 月 21 日
④ 平成 18 年 12 月 20 日
⑤ 平成 19 年 8 月 20 日
⑥ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年8月16日は30万5,000円、同年12月28日は51万8,000円、18年8月21日は40万1,000円、同年12月20日は60万5,000円、19年8月20日は31万5,000円、同年12月20日は63万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 8 月 16 日は 10 万円、同年 12 月 28 日は 31 万 4,000 円、18 年 8 月 21 日は 24 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 37 万円、19 年 8 月 20 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 16 日
② 平成 17 年 12 月 28 日
③ 平成 18 年 8 月 21 日
④ 平成 18 年 12 月 20 日
⑤ 平成 19 年 8 月 20 日
⑥ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年8月16日は10万円、同年12月28日は31万4,000円、18年8月21日は24万5,000円、同年12月20日は37万円、19年8月20日は20万円、同年12月20日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 28 日は 3 万円、18 年 8 月 21 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 39 万円、19 年 8 月 20 日は 20 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 8 月 21 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日
④ 平成 19 年 8 月 20 日
⑤ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月28日は3万円、18年8月21日は20万円、同年12月20日は39万円、19年8月20日は20万5,000円、同年12月20日は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 8 月 21 日は 10 万円、同年 12 月 20 日は 38 万円、19 年 8 月 20 日は 5 万円、同年 12 月 20 日は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 21 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 8 月 20 日
④ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認でき

る保険料控除額又は賞与額から、平成18年8月21日は10万円、同年12月20日は38万円、19年8月20日は5万円、同年12月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円、19 年 8 月 20 日は 19 万円、同年 12 月 20 日は 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 8 月 20 日
③ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 18 年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円、19 年 8 月 20

日は19万円、同年12月20日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円、19 年 8 月 20 日は 24 万円、同年 12 月 20 日は 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 8 月 20 日
③ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 18 年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円、19 年 8 月 20

日は24万円、同年12月20日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、47 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 5 月 31 日より後の同年 10 月 24 日付けで、遡って 16 万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

また、B年金事務所から提出されたA社に係る「厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書」によると、同社は適用事業所でなくなった当時、保険料の滞納があったことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、申立人は当該訂正処理に関与しておらず、権限が無かったと思うと回答している。

また、当該訂正処理は、A社が破産宣告を受けた平成 7 年 7 月 * 日の後の同年 10 月 24 日付けで行われており、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和61年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社。さらに、C社に社名変更）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和62年9月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間③のうち、平成3年1月1日から同年8月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③のうち、平成3年8月31日から4年3月26日までの期間について、申立人のD社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月26日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月1日から同年11月1日まで
② 昭和62年4月6日から同年10月1日まで
③ 平成3年1月1日から4年3月26日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の一部及び申立期間②並びにD社で勤務した申立期間③の一部の標準報酬月額が低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。また、A社で勤務した申立期間①の一部及びD社で勤務した申立期間③の一部の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間ともA社及びD社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和61年10月31日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は同年10月31日までA社で勤務していたことが確認できる。また、同社の元従業員が、「申立人は昭和61年10月末まで担当職務の変更は無く、継続して勤務していた。」旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）により、当該期間当時、従業員の多くが各月1日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年9月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明のため供述が得られず、保険料を納付したか否かについては不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和61年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和61年7月から同年9月までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細表から、A社は当時、当月控除であったことが確認できるところ、申立期間①のうち、昭和61年7月について、申立人から提出された同年7月分の給与明細表において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は47万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は41万円であり、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和61年8月及び同年9月については、既にA社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も給与明細表等を保有していないため、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 62 年 9 月について、申立人から提出された同年 9 月分の給与明細表により、申立人は、その主張する標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明のため供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人から提出された同年 4 月分から同年 6 月分までの給与明細表により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 47 万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 41 万円であり、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間②のうち、昭和 62 年 7 月及び同年 8 月について、給与明細表は無いことから、同年の源泉徴収票、同年 9 月分、同年 12 月分の給与明細表及び同年 4 月分、同年 5 月分、同年 6 月分、同年 9 月分の給与明細表により厚生年金保険料控除額を推計したところ、当該期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額（41 万円）に基づく保険料が控除されたと推認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③のうち、平成 3 年 1 月から同年 7 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の D 社における標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 2 月 29 日）の後の 5 年 2 月 5 日付けで、遡って 8 万円に減額訂正されている上、申立人のほかに、同社において一人の従業員についても、同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所へ当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間③のうち、平成3年8月31日から4年3月26日までの期間について、雇用保険の記録及びD社の複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月29日）の後の平成5年2月5日付けで、遡って3年10月の標準報酬月額の時決定（53万円）が取り消され、同年8月31日と記録されたことが確認できる。

しかしながら、D社に係る商業登記簿謄本では、同社は当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、上記適用事業所でなくなった日（平成4年2月29日）において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のD社における資格喪失日を平成3年8月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の記録における離職日の翌日である4年3月26日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における上記訂正後の平成3年7月の標準報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年3月から同年6月までは53万円、同年7月から8年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年2月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額に比べ低くなっている。申立期間に給与が下がることはなかったので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年6月までは53万円、同年7月から8年1月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月29日の後の同年3月1日付けで、6年3月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人について、当該遡及訂正処理日において、同社の取締役であったことは確認できない。

また、A社の元従業員の一人は、「申立人は、給与又は社会保険の処理等の業務について関わる立場・地位にいなかった。」旨回答しており、他の一人は、「代表者印などは代表取締役が管理していた。また、給与計算は申立人とは別の男性が行っていた。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年3月から同年6月までは53万円、同年7月から8年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から同年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日（平成15年12月21日）より後の平成15年12月24日付けで、同年10月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の申立期間における厚生年金保険被保険者143人のうち、申立人を除く102人の標準報酬月額が遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間において、上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年12月12日、資格喪失日は22年3月21日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは50円、同年4月から同年8月までは120円、同年9月から22年2月までは330円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月12日から22年3月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には4人の同僚と一緒に入社し、正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、氏名が申立人と一字相違し、生年月日は15日相違するものの、生年及び月までは同じであり、資格取得日（昭和20年12月12日）及び資格喪失日（昭和22年3月21日）共に申立人の主張と一致するが、オンライン記録には未統合となっている被保険者記録が確認できる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、上記未統合記録は、申立人が一緒に入社したとする同僚4人の厚生年金保険の記号番号と連番で昭和20年12月17日に払い出されていることが確認できる上、上記被保険者名簿では、当該同僚4人の厚生年金保険の資格取得日は同年12月12日であることが確認できる。

また、申立人は、A社を結婚のため退職した旨主張しているところ、申立人に係る戸籍謄本によると、婚姻日は、上記未統合記録における資格喪失日（昭和22年3月21日）と近接する昭和22年4月*日であることが確認できることから、当該主張は信ぴょう性が高いものと認められる。

さらに、上記同僚は、いずれも死亡又は連絡先が確認できないため、供述を得ることができないが、上記被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員が申立人を記憶していることから、申立人がA社に勤務していたことが推認でき

る。

これらを総合的に判断すると、申立人と氏名及び生年月日が一部相違している上記未統合記録は、申立人の被保険者記録であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和20年12月から21年3月までは50円、同年4月から同年8月までは120円、同年9月から22年2月までは330円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年2月16日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成19年2月16日）及び資格取得日（平成19年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、同年2月は14万2,000円、同年3月は24万円、同年4月から同年9月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月16日から同年10月1日まで
② 平成19年7月13日

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、オンライン記録では、当初、育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間となっていたが、実際は、育児休業を取得せずに同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与及び賞与から控除されていた。その後、同社は、社会保険事務所（当時）に対して、育児休業取得者申出の取消届を提出したが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後であった。その結果、申立期間は保険料免除期間でなくなったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほ

しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった平成19年給与台帳及び出勤状況等に関する記録により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成19年2月は14万2,000円、同年3月は24万円、同年4月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間①に係る届出を誤ったことを認めており、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、上記給与台帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 31 日は 13 万円、同年 12 月 29 日は 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 31 日
② 平成 16 年 12 月 29 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書及びA社から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 13 万円、申立期間②は 17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までを 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた報酬月額より低い。当時、給与が下がることはなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和 63 年 1 月の随時改定により 41 万円から 24 万円に減額されていることが確認できる。

また、A 社においては、申立人と同様に当該随時改定により 15 人の標準報酬月額が減額されているところ、当該随時改定により標準報酬月額が 30 万円から 18 万円に減額されている従業員から提出された給与明細書によると、昭和 63 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 8 月、平成元年 2 月及び同年 4 月分の給与明細書により、従前と同程度の報酬額が支給され、当該随時改定前の標準報酬月額 30 万円に相当する保険料を給与から控除されていることが確認できる。なお、昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までの間において当該従業員が給与明細書を所持していない月については、その前後の月の保険料控除の状況から、給与明細書を所持していた月と同様の保険料控除が推認できる。

さらに、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額を確認できる資料は無いものの、上記従業員における厚生年金保険料控除の状況から、申立人についても、昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までにおいては、従前と同程度の報酬額が支給され、上記随時改定前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年5月から2年7月までの期間については、A社は解散しており、事業主から回答が得られず、上記従業員の給与明細書によっても保険料控除を推認できない上、そのほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年11月1日とされ、同年11月1日から21年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年11月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月19日は1万9,000円、20年6月27日は4万円、同年12月22日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月1日から21年1月1日まで
② 平成19年12月19日
③ 平成20年6月27日
④ 平成20年12月22日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の記録が無く、また、申立期間②から④までの標準賞与額の記録も無かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳及び「勤怠集計表」により、申立人は、同社に平成19年11月1日から勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②から④までについて、賃金台帳により、申立人は、当該期間にA社から給与の支払を受け、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準給与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成19年12月19日は1万9,000円、20年6月27日は4万円、同年12月22日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準給与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る給与の届出を社会保険事務所に対し提出していなかったこと、また、当該給与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

A社B本社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された経歴書及び社報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社B本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和47年8月の事業所別被保険者名簿の随時改定の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している辞令、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る従業員名簿により、申立人が同社に継続して勤務（昭和42年11月21日にA社B工場から同社C部に異動）していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和42年12月1日と記録されているが、同社が加入する健康保険組合が保管する健康保険被保険者資格取得届によると、申立人の同社における資格取得日は同年11月21日と記載されており、当該取得届は複写式であることが確認できる上、同社の事務担当者は、申立期間当時は複写式の届出様式であった旨回答していることから、健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和42年11月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記健康保険組合の記録及び申立人のA社における昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月30日から17年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日から17年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された賃金台帳により、申立人は、A社に平成16年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申

立期間の資格喪失日に係る届出を誤って社会保険事務所（当時）に提出したこと、また、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 12 月 10 日

申立期間に賞与が支給されたが、A社は、当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与台帳（平成 17 年 12 月 10 日賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与台帳において推認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件9件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
22230	男		昭和25年生		平成17年12月10日	38万 6,000円
22231	男		昭和49年生		平成17年12月10日	30万 3,000円
22232	男		昭和47年生		平成17年12月10日	33万 1,000円
22233	男		昭和36年生		平成17年12月10日	38万 4,000円
22234	男		昭和48年生		平成17年12月10日	30万 3,000円
22235	男		昭和22年生		平成17年12月10日	22万 8,000円
22236	女		昭和23年生		平成17年12月10日	18万 2,000円
22237	女		昭和27年生		平成17年12月10日	22万 8,000円
22238	女		昭和28年生		平成17年12月10日	22万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月

私は、平成 11 年 7 月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないが、以前に送付されていた国民年金保険料の納付書で同年 7 月か 8 月頃に申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 11 年 5 月に厚生年金保険に加入して国民年金被保険者資格を喪失し、同年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に国民年金への切替手続を行っていないと説明しており、オンライン記録でも申立期間は未加入期間とされているため、制度上、保険料を収納することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年2月までの期間、45年10月から49年3月までの期間及び50年2月から平成15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から43年2月まで
② 昭和45年10月から49年3月まで
③ 昭和50年2月から平成15年4月まで

私の母は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、両親及び妻が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする両親及び妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は平成15年8月28日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該付番前まで申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該付番時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から46年3月まで

私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、私が自分で納付を始める30歳頃まで、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の第1回特例納付実施期間中の昭和47年3月頃に払い出されているが、申立人及び申立期間当時に申立人と同居していた申立人の姉は、母親から保険料を遡って納付したかどうかについて聞いたことはないと説明していること、申立人は現在所持する上記手帳記号番号が記載された2冊の（国民年金）年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで
私の夫は、昭和43年12月に婚姻した後、私たち夫婦及び夫の両親の国民年金保険料を納付してきた。夫及びその両親は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、申立人が昭和43年12月に婚姻する前に居住していた市で同年同月に払い出され、当該手帳記号番号では申立期間直前の44年1月から同年3月までの保険料を当該市で納付していること、二つ目の手帳記号番号は婚姻後の夫の住所地の市で50年11月頃に払い出され、当該手帳記号番号では同年4月から保険料の納付を開始していることが上記の両市を管轄する各社会保険事務所(当時)の国民年金被保険者台帳から確認でき、また、申立人が所持する53年5月29日付けの保険料統合処理の通知書から、最初の手帳記号番号は重複取消しされ、二つ目の手帳記号番号に統合されていることが確認できる。

申立人は、婚姻を契機に昭和43年12月3日に夫の住所地の市に移っているが、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立人の住所変更手続きをしたかどうかの記憶が曖昧であること、婚姻後に申立人に係る氏名変更及び住所変更の手続きを行って当該市で継続的に保険料を納付していたとすれば、当該市で上記の二つ目の手帳記号番号が払い出されることは考えられないこと、二つ目の手帳記号番号の払出時期は第2回特例納付実施期間であるが、申立人の夫は、申立期間当時に保険料を遡って納付した記憶は無く、特例納付に関する記憶も無いと説明していることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで
私の母又は父は、私が20歳になった平成2年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が短大生だった申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母又は父は、私が20歳になった平成2年頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「現在所持する年金手帳は、1冊のみであり、ほかの年金手帳を所持したことも見たこともない。」と述べている上、当該年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金に係る資格取得日は、「9年4月1日」と記録されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする申立人の両親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

私は、督促状が届いた時に、申立期間①及び②の国民年金保険料を何度かにまとめるなどして納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る住所地について、「A市とB市の間に、C市及びD市に住んでいたことがある。」と述べているものの、申立人の所持する昭和46年4月1日発行の国民年金手帳の住所欄には、47年1月からA市に、52年10月からB市に、53年7月からD市に住所変更した記載があるのみで、A市とB市の間に居住していたとするC市及びD市に係る記載が無いことが確認できる。このことから、当該期間における申立人の住所変更手続は適切に行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料は、D市の「国民年金保険料納付記録」によれば、A市において納付されたとみられる昭和47年度の一部期間に係る保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間①及び②の保険料は、納付された記録となっておらず、これらの記録はオンライン記録とも符合する。その上、申立人は、当該期間の保険料の納付月額、納付金額、納付期間及び納付時期等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立時に申立期間②に係る領収済通知書を提出しているが、当該通知書には領収印が押されておらず、当該通知書での納付は行われなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時における転居歴、同居人等の生活状況及び保険料の納付状況に関する当方からの電話及び文書による照会に対する申立人の協力が、初回

連絡以降得られないことから、当時の納付状況等の詳細を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで
私の母は、私が学生の時の昭和 58 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母は、私が学生の時の昭和 58 年 3 月に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「現在所持している厚生年金の手帳には厚生年金の記録しか記載されておらず、この手帳以外に、別の年金手帳を見たことも所持した記憶も無い。」と述べていることから、申立期間当時に国民年金の手帳記号番号が払い出されていた状況も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、前述の基礎年金番号の付番時点より前においては、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの期間及び5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年4月まで
② 平成5年2月

私の両親は、私が学生だった頃に私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②の保険料は私自身が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の両親は、私が学生だった頃に、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年8月に申立人が婚姻した後の第3号被保険者の届出手続きが行われたことにより9年1月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「当該手帳記号番号以外の手帳記号番号が記載された別の年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、平成9年1月14日に追加されて未納期間として整備されていることが確認できる。このことから、申立期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほか、申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年9月までの期間、57年1月から63年6月までの期間及び平成16年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年9月まで
② 昭和57年1月から63年6月まで
③ 平成16年7月から17年3月まで

私の母は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続を行い、母の自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、自身の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、オンライン記録によれば、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和57年1月から58年3月までの期間の自身の保険料は未納であり、申立期間②のうちの58年4月から63年6月までの期間は国民年金に加入していないことがそれぞれ確認できる。申立人の母親は、「申立期間①及び②の保険料は、金融機関名は憶^{おぼ}えていないが、金融機関で納付していた。」と述べているが、当該期間の93か月もの期間にわたり、金融機関において保険料の収納業務に過誤があるとは考え難い。

また、申立期間③については、オンライン記録によれば、平成19年2月13日付けで申立人に対し過年度納付書が作成されていること、及び同年2月28日に戸別訪問による納付勧奨が行われていることがそれぞれ確認できる。このことから、申立期間③のうち、17年1月から同年3月までの期間の保険料の全部又は一部は、当該納付書の作成及び納付勧奨の時点においては、保険料が未納であったものと推認でき、その上、申立人の母親は、「保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。さらに、申立期

間③は、保険料の収納事務が国に一元化された 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、保険料の納付場所、納付金額の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで
私は、申立期間中は無職で、父の被扶養者であった。父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持している上記の年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外には年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な説明が無いなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年3月まで
私の母は、私が20歳になった頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は申立期間後の平成9年1月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は現在所持する上記の基礎年金番号が記載された手帳以外に別の年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12611 (事案 2481 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月及び 59 年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月
② 昭和 59 年 1 月から同年 4 月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされ、その後、法定免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその母親は申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明等はない。また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間前の国民年金被保険者資格の取得日が昭和 52 年 4 月 1 日、喪失日が 54 年 5 月 8 日、次の取得日が 56 年 7 月 1 日、喪失日が 57 年 10 月 1 日、申立期間後の取得日が 59 年 10 月 1 日と記載されている一方、申立期間の被保険者資格の得喪記録は記載されていないことから、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間として管理されていたことが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間は、平成 22 年 2 月に法定免除期間に記録が訂正されていることがオンライン記録で確認できるが、これは申立人が障害福祉年金 1 級の受給権を昭和 47 年 3 月に取得していることが判明したため、記録が訂正されたものと考えられる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間及び 39 年 9 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 37 年 6 月から 38 年 1 月まで
③ 昭和 38 年 2 月から同年 12 月まで
④ 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 3 月に夫婦二人分の国民年金保険料を 36 年 4 月まで遡って一括で納付した。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 39 年 9 月に婚姻届を提出した際、役所から国民年金に加入してほしいと言われ、40 年 3 月に夫婦二人の加入手続及び保険料の納付を行ったと説明しているが、申立人が自身の保険料と一緒に遡って納付したとする夫の申立期間の保険料は未納となっているほか、申立人の戸籍上の婚姻日は 40 年 4 月 * 日となっており、申立内容と相違している。

また、申立期間①は、申立人が 20 歳前の期間であり、制度上、国民年金に加入することはできず、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 9 月頃に夫婦連番で払い出されており、この払出時点では申立期間②及び③のうち 38 年 2 月から同年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年5月から同年9月までの期間及び17年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月から同年9月まで
② 平成17年2月から同年6月まで

私の母は、送付されてきた納付書で、私の会社退職後の国民年金保険料を納付してくれていた。母は、平成19年5月に金融機関で預金を引き出した際のカード利用明細票を所持しており、この引出額の一部で残っていた未納の保険料を納付し、これで全て納め終わったと安心していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、金融機関又は区出張所で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立期間当時、市区町村では保険料の収納業務は行っていないほか、保険料の納付時期、納付期間等の記憶も曖昧である。

また、申立人の母親は、平成19年5月2日に自身の口座から9万2,025円を引き出したとする金融機関のカード利用明細票を所持しており、当該引出額から固定資産税と残っていた未納保険料を納付したと説明しているが、日本年金機構の当該金融機関に係る19年5月2日分の領収済通知書の中に申立人のものは無い上、当該引出額から固定資産税額（固定資産所在市の徴収簿で確認できる6万3,100円）を差し引いた額（2万8,925円）は、当該引出時点で過年度納付が可能であった17年4月から同年6月までの期間の保険料額に足りないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの期間及び61年4月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から58年3月まで
② 昭和61年4月から63年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成10年9月頃に第3号被保険者該当の届出を行ったことにより、同年同月28日に基礎年金番号が付番されており、当該付番時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の姉も20歳当時の学生期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年12月まで

私は、父の会社で20歳前から働いており、20歳の時に父が私の国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料は給与から控除され、両親の保険料と一緒に父の会社の口座から振替で保険料を納めていた。時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、申立期間当時、役所の年金担当者が「ミスがあり申し訳ない。」と自宅に謝りに来て、「記録は正す、未納は無い。」と言われた記憶もある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を給与から控除していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、加入手続及び保険料の納付に関する状況が不明である。

また、申立人は20歳の時から毎月の給与で保険料が控除されていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年12月頃に払い出されており、申立期間の保険料は遡って過年度納付及び特例納付するしかなく、申立人が、申立期間当時に給与から控除されていたと説明する保険料額は申立期間の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間のうち昭和49年4月から同年12月までの期間の保険料が52年7月に還付されていることが、還付整理簿、還付リスト及び申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿で確認でき、還付整理簿には還付理由として「時効消滅」と記載されていることから、当該期間の保険料は納付可能である時効（52年1月）を過ぎてから納付されたと推察され、当該納付時点では47年11月から49年3月についても時効により保険

料を納付することはできない期間である。

加えて、当委員会において、昭和47年2月から50年11月までの期間について、申立人の居住する区を管轄する年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を目視確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、ほかに申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年3月までの期間及び3年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年3月まで
② 平成3年7月から同年12月まで

私は、ちょうど20歳になった昭和61年*月頃に勤め出した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、平成元年1月頃になってから市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書で金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期、年金手帳の交付時期及び保険料の納付開始時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が無いほか、申立人は平成3年7月に退職後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きに関する記憶が無く、同年同月から同年12月までの期間の保険料の納付に関する記憶も無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であり、同年同月18日に申立期間を含む国民年金被保険者の資格記録が整備されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母は、父が経営する会社の社会保険事務を担当しており、年金の知識があった。母から年金手帳を見せてもらった憶えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年6月に払い出されており、申立人が49年当時に居住していた町が作成した申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人が49年4月1日付けで新規に国民年金に加入していることが記載され、当該名簿の「検認済記録欄」には、申立期間直後の昭和49年度の保険料が「全期納付済」と記載されているものの、申立期間である年度は斜線が引かれていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職した後の昭和60年1月に国民年金の加入手続きを行い、二つ目の手帳記号番号が同年同月に払い出されており、当該加入手続きにより申立期間の47年4月に国民年金被保険者の資格を取得したことが記録され、申立期間は未納期間とされたことがオンライン記録で確認でき、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年9月まで

私は、昭和46年4月に学校を卒業した後、父の店を手伝っていた。私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和46年4月からその店が厚生年金保険適用事業所となる直前の48年9月までの期間は家族及び従業員と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年1月頃に払い出されており、この払出時点は第3回特例納付の実施期間であるが、申立人は特例納付した記憶は無いと説明しており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期間であるほか、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が46年4月1日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、当委員会において、昭和45年12月から48年4月までの期間について、申立人がその当時に居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿を目視確認した結果、申立人の旧姓の氏名は記載されておらず、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人から当時の従業員等の証言を記載した資料が提出されたものの、

当該資料では申立期間の保険料の納付を確認することはできないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、所持している昭和 47 年分の「給与所得の源泉徴収票」をもって父親が経営する事業所の従業員であり、父親が家族及び従業員と一緒に自身の保険料を納めていてくれたはずであると主張している。当該源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には「9,350 円」と金額が記載されているものの、この金額は当時の国民年金保険料額と大きく相違しているなど、当該資料は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私の父は、私が大学在学中の20歳になった平成元年に区役所から私宛に国民年金の加入を促す往復はがきが届いたので、そのはがきを返送することにより加入手続を行い、父が経営する事務所を来訪する金融機関の担当者に納付書と国民年金保険料を渡して納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与していない。

また、申立人は、申立期間後の平成9年1月に当時加入していた共済組合の記号番号により基礎年金番号が付番されており、申立期間は大学生が国民年金の任意加入対象であった当時の国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができなかつたほか、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月、12年6月、15年7月から16年3月までの期間及び18年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月
② 平成12年6月
③ 平成15年7月から16年3月まで
④ 平成18年4月から同年9月まで

私は、申立期間①及び②については、厚生年金保険適用事業所を退職後すぐに区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、郵便局か金融機関で1万1,000円から1万2,000円くらいの国民年金保険料を納付していた。また、申立期間③及び④については、1万2,000円くらいの保険料を1か月ずつ郵便局か金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は平成11年1月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人が同年同月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金未適用者であったため加入勧奨が行われ、同年9月に勧奨関連対象者一覧表が作成されたことがオンライン記録で確認でき、この作成時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は平成12年6月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人が同年同月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金未適用者であったため加入勧奨が行われ、13年1月に勧奨関連対象者一覧表が作成されたことがオンライン記録で確認でき、この作成時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間で

あるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は勤めていた事業所が厚生年金保険の適用を受けていなかったため年末調整の時に国民年金保険料の申告をしていたと説明しているが、申立人が勤務していた事業所の年末調整を行っていた税理士は、平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額には国民年金保険料は含まれていないと説明している。また、当委員会が税務署から入手した確定申告書に添付されていた 16 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の金額については、国民年金及び国民健康保険料額の合算額となっているため 16 年分として申告された国民年金保険料額に 15 年分の国民年金保険料が含まれているか不明など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人に対して平成 18 年 8 月 3 日に電話により保険料の納付の督促、同年 10 月 3 日に戸別訪問、同年 12 月 22 日には特別対策納付書の送付が行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人に対して 20 年 9 月 1 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この納付書作成時点から当該納付書は当該期間に関するものであると推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から45年3月までの期間、同年10月から47年3月までの期間、同年7月から48年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から45年3月まで
② 昭和45年10月から47年3月まで
③ 昭和47年7月から48年3月まで
④ 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和36年1月頃に国民年金の加入手続を行い、仕事で留守がちのため、国民年金保険料は同居の祖母に毎月渡す生活費の中から祖母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする祖母から保険料の納付状況について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和36年4月から同年11月までの期間の保険料は49年1月から50年12月まで実施された第2回特例納付により納付していることがオンライン記録で確認できる。申立期間①を含む36年4月から45年3月までの期間及び申立期間②、③の期間が未納となっても、当該期間の納付により、申立人が当該特例納付以後60歳に到達するまで保険料を納付すれば納付期間が受給資格に必要な300か月となることから、申立期間①を含む36年4月から45年3月までの期間及び申立期間②、③の期間は未納であったと考えられる。

さらに、申立人は、その後に昭和36年12月から37年2月までの3か月分の保険料を53年10月2日に第3回特例納付により納付していることが「附則4条リスト」で確認できることから、前述の第2回特例納付後に申立期間④の3か月の未納が生じたため

に、再度 300 か月の年金受給資格を確保するため特例納付をする必要があったと考えられるなど、祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの期間及び54年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から51年3月まで
② 昭和54年4月から62年12月まで

私は、昭和46年頃から事業を営み、仕事の関係で住所は定めていたが各地を転々としていたため、国民年金保険料は妻に納付してもらっていた。また、申立期間の中には、役員として勤務していた会社の事務員に依頼して私の保険料を納付してもらったこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び申立人が勤務していた会社の事務員が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付をしていたとする妻は、夫婦二人の保険料を数回納付したことはあるものの、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、勤務先の事務員に依頼して保険料を納付してもらっていたと説明しているが、当時勤務していた会社の名称、在職期間及び事務員の氏名は^{おぼ}憶えていないしており、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年頃から妻と住民票を別にしていたため、保険料を含めた生活費を妻に送金していたと説明するものの、申立人に送付されたと考えられる納付書を妻に送付していたかどうかに関する記憶が定かでない。

さらに、申立人は、昭和51年4月から厚生年金保険加入期間を除く54年3月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であるが、妻は当該期間のうち51年4月から同年6月及び53年4月から54年3月までの期間は保険料が納付済みで、51年7月から53年3月までの期間は未納であるなど、夫婦の納付記録は異なっていることがオンライン記録で確認できるなど、妻及び申立人の勤務先の事務員が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの期間及び61年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年12月まで
② 昭和61年11月

私は、申立期間①については厚生年金保険適用事業所を退職後、実家の両親に勧められ、昭和49年1月に区出張所で国民年金の加入手続きを行い、送付された納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと思っていたが、オンライン記録では、私の国民年金手帳の記号番号が婚姻後の51年7月に払い出され、50年1月まで保険料を遡って納付していると説明された。また、私は保険料を遡って納付した憶えはなく、申立期間①を残して納付することは考えられない。申立期間②については、これまでと同様に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間①については、申立人は当該期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている元夫も国民年金被保険者資格を取得した昭和42年4月から当該期間を含む期間の保険料が未納であり、申立人と同様に50年1月から保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。また、申立人が所持する年金手帳の「氏名」欄には、51年3月に婚姻した際の申立人の姓が記載されており、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間直前に加入していた厚生年金保険から国民

年金への切替手続の時期、場所及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、当該期間直後の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶も同様に定かでない。また、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者となった日」が「昭和61年4月1日」、「被保険者でなくなった日」が「昭和61年12月3日」と記載され、この記載には申立人が平成3年3月以降に居住していた区の押印があることから、申立人は同年同月以降に国民年金への加入手続を行っており、この加入時点で当該期間は時効により保険料を納付することができないほか、同資格取得日は、21年12月3日に昭和61年4月1日から同年11月21日に訂正され、この期間が厚生年金保険の加入期間となっていることがオンライン記録で確認でき、この記録訂正に際し保険料が納付されていれば申立人に対して保険料の還付が発生することとなるが還付の記録は無く、申立人も還付を受けた憶えはないと説明していることから、61年4月から同年11月までの期間の保険料は未納であったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年9月から19年6月までの国民年金保険料については、若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から19年6月まで

私の母は、私が20歳になった時は海外留学中であったので、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の若年者納付猶予の申請をしてくれていた。申立期間が若年者納付猶予期間ではなく、保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が若年者納付猶予制度により申立期間の国民年金保険料を納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人の若年者納付猶予申請を行ったとする申立人の母親は、申立期間の当該申請を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料については、平成18年10月30日、19年1月31日、同年3月20日及び同年6月17日の4回にわたって社会保険事務所（当時）の職員が納付督促のために申立人宅への戸別訪問を行ったが申立人は不在であったことがオンライン記録で確認でき、同年6月時点まで申立人の若年者納付猶予の申請は行われていなかったと考えられること、申立人が当時居住していた区を管轄する年金事務所では、平成17年度以降の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を保存しているが、申立人の申立期間に係る当該申請書は無いと回答していることなど、申立人が若年者納付猶予制度により申立期間の保険料を納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人の母親は申立期間直後の平成19年7月から20年6月までの期間の保険料の若年者納付猶予申請を行った際、申立人が海外に居住しているために手続きができなかったことを説明した上で申立期間まで遡って当該申請手続きを行い認められたと主張しているが、申立人が当時居住していた区を管轄する年金事務所が保存している申立期間直後の当該申請書は、申立人が当時居住していた区で19年8月15日に受け付けされており、当該受付時

点では、制度上、申立期間の保険料の若年者納付猶予申請を行うことができない期間であること、当該年金事務所及び当該区では平成18年7月から19年6月までの期間の保険料納付の若年者納付猶予申請期限は同年7月末日であり、それ以降は当該申請書の受付をしないと回答していることなど、申立人の母親が若年者納付猶予申請を行い申立期間の保険料を納付猶予されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月から同年10月まで

私は、平成16年1月末に会社を辞めた後、収入が無いため国民年金保険料の支払を延滞していたが、同年11月に新しい仕事に就き収入も安定したため、17年5月末か同年6月にそれまで延滞していた申立期間の保険料をコンビニエンスストアでまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成17年5月末か同年6月にそれまで延滞していた申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアでまとめて納付した。」と主張し、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、同年5月24日に「お支払金額(円)」欄が「70,000」と印字され、その横に申立人が手書きで「国年 119,700」と記載したとする預金通帳の写しを提出している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成18年6月12日に申立人に対して国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、申立期間の前後の期間は、厚生年金保険の加入期間とされていることが確認できる。これらのことから、当該納付書は、申立期間のうち、2年の時効期限内である16年5月から同年10月までの全部又は一部の期間に係る保険料の納付書であったものと推認でき、申立人が前述の預金通帳の写しに記載された内容を根拠として、17年5月末又は同年6月に、申立期間の保険料をまとめて納付したとする主張に整合性は見られない。その上、申立期間のうち、16年2月から同年4月までの期間の保険料は、当該納付書の作成時点においては、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとするコンビニエンスストア2社のうち1社は、日本年金機構A事務センターに対し「保管されている領収済通知書は、全てデータ反映したものしか保管が無く、データを反映していないものについては、存在しな

い。」と回答しており、別の1社では、「指定期間に係る領収済通知書を確認したが、保存期間経過のため、原本は既に存在しない。」と回答している。これらのことから、申立人が主張するコンビニエンスストアにおいて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認することができない。

なお、申立期間は、保険料収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から8年4月まで

私は、平成元年に会社に入社した時、会社から国民健康保険料は会社が納めるが国民年金保険料は個々人で納めるようにと言われ、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、私の金融機関口座から口座振替により納付した。時々、残高不足で納められないときがあり、そのときの保険料は近くの郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人は別の年金手帳を所持していたことの記憶が曖昧であり、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間当時、複数の金融機関の口座を持っていた。」と述べているが、申立期間当時の預金通帳は全て廃棄したとしている上、保険料を口座振替していたとする金融機関の口座がどの口座であったかの記憶が曖昧であることなどから、申立人が申立期間の保険料を口座振替により納付したことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで
私は、会社を退職したことに伴い厚生年金保険を脱退したため、A町役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同町役場で納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、同番号制度が導入された平成9年1月に付番されていることが確認できる。また、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「支払初年度は、前年分の所得が加算されたので1期分だけで3万円以上の年金支払額となった。」と述べているが、国民年金の保険料額は、制度上、前年分の所得が反映され変動することは無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の母親の申立期間における国民年金加入期間の保険料は、オンライン記録によると、全て未納と記録されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から52年9月まで
私の母は、私の父が国民年金には必ず加入しなければならないと言っていたため、昭和48年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が55年12月に結婚するまでの間、母自身の国民年金保険料と私の申立期間の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入したと主張する昭和48年頃ではなく、申立期間より後の53年9月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和51年7月から52年9月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することが可能な期間であるほか、当該手帳記号番号が払い出された53年9月は第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、特例納付することが可能であるものの、申立人は、「母が申立期間の保険料を遡って納付したかどうか私には分からない。」と述べている。

さらに、昭和59年5月にA区が作成した年度別納付状況リストにおいても申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の事情を聴取することが困難であるため、申立人の国民年金の加入

手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 15 年 11 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 15 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 15 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 15 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成15年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成15年11月15日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成15年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成15年11月15日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 15 年 11 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 15 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 15 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 15 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 16 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 16 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成16年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成16年7月1日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 16 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 16 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成17年6月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成17年6月15日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成17年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成17年7月1日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 17 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 17 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 17 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 17 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 17 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 17 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 17 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 17 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてA社は、「申立期間に係る賞与は、当社ではなく、異動前のB社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成15年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてB社は、「申立期間に係る賞与は、A社ではなく、異動前の当社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成15年7月1日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成16年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてB社は、「申立期間に係る賞与は、A社ではなく、異動前の当社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成16年7月1日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る賞与は、申立人が、A社の関連会社であるB社において、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に支払われていることが確認できる上、上記賞与台帳から、支給した事業所名を確認することができない。また、このことについてB社は、「申立期間に係る賞与は、A社ではなく、異動前の当社から支給されたものである。」旨供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る賞与は、申立人がB社において平成 18 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後に同社から支給されたものと認められ、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から32年11月30日まで

私は、申立期間の後に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間については、社会保険事務所(当時)に脱退手当金の請求手続きに行き、受給をしたが、申立期間に勤務したB社C工場を退職したときは、兄弟等の助言により脱退手当金を請求せず、同社を退職直後に実家に戻ったので社会保険事務所で請求手続きを行っていないし、受給もしていないと第三者委員会に申立てをしたが、認められなかった。

B社C工場を退職したときに、同工場から厚生年金保険被保険者証をもらっていないので、60歳近くになり社会保険事務所に連絡し交付の手続をしたところ、「この年金手帳が証明です。」と記された書類と共に、年金手帳が郵送されてきた。脱退手当金の請求手続きをしていけば、この年金手帳の記号番号のところに「脱」と押印されているはずである。また、厚生年金保険を脱退していれば、年金手帳は郵送されてこないはずであり、当該脱退手当金の受給は絶対にしていないし、請求手続きもしていない。前回、提出していなかった当該年金手帳を提出するので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人には、申立期間後に再加入した厚生年金保険の被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、本来であれば、申立期間についても併せて請求手続きがとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続きしたと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、当該脱退手当金の請求手続きが行われたものとするのが自然であること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通

知が行われている。

今回、申立人は、昭和62年4月21日に交付された申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が記載された年金手帳を当委員会に提出しており、「私が、申立期間に係る脱退手当金の請求手続をしていれば、この年金手帳の記号番号のところに「脱」と押印されているはずが、当該「脱」の表示は無い上、厚生年金保険を脱退してれば、年金手帳は郵送されてこないはずなので、当該脱退手当金はもらっていない。」として、再度申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の社会保険事務所における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行うこととされていたが、申立人が当委員会に提出した年金手帳は、申立期間当時に交付された厚生年金保険被保険者証ではなく、これに代わるものとして、昭和62年に申立人に対して交付されたものであり、厚生年金保険被保険者証ではない。また、当該年金手帳を交付したD年金事務所（当時は、D社会保険事務所）は、「年金手帳に「脱」表示が無いからといって脱退手当金を受給していないことにはならないものと考えられる。」としているとともに、日本年金機構E事務センターは、「脱退手当金の支給の有無に関係なく、年金手帳は交付される。」と回答していることから、「脱」の表示が無い年金手帳を交付されていることをもって脱退手当金を受給していないとは言えない上、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

なお、申立人は、前回の申立て同様、「B社C工場を退職直後に実家に戻ったため社会保険事務所で請求手続を行えない。」と主張しているが、脱退手当金の請求は、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所においても、又は郵送でも手続が可能であることから、申立人が、同工場の所在地からみて遠隔地に居住していたことをもって脱退手当金の請求手続ができなかったとは言えない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 11 月 21 日まで
② 昭和 32 年 11 月 21 日から 34 年 5 月 7 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

平成 22 年に、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする昭和 40 年は、結婚して新しい生活が始まっていて、この時期に脱退手当金を受給した記憶は無く、脱退手当金を受給した記憶が有るのは、申立期間①の前に勤務したA社を退職した昭和 30 年である。記録が入れ違っていると思われるので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の前に勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については、同社退職後の昭和 30 年に受給し、それを母親に渡した記憶は有るが、申立期間に係る脱退手当金を昭和 40 年に受給した記憶は無く、自分の記憶にある申立期間前の脱退手当金と、オンライン記録の脱退手当金が入れ違って記録されているのではないかと主張している。

しかしながら、昭和 30 年当時は、制度上、女性が脱退手当金を受給するためには、被保険者期間が 24 か月以上必要であったところ、A社における申立人の被保険者期間は 10 か月であり、かつ、A社の被保険者期間以前に被保険者期間が無いことから、申立人は、A社退職時においては、そもそも受給要件を満たしておらず、脱退手当金を受給できない。

そして、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社退職後の昭和 30 年には、脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間を支給対象期間とした申立期間③後の昭和 40 年 9 月 15 日支給決定の記録のみである。

また、申立人は、申立期間③に勤務したB社における資格喪失日である昭和 39 年 10

月*日に婚姻し、姓が変わっているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された 40 年 9 月 15 日に近接する同年 6 月 11 日になって、旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月3日から41年11月1日まで
年金記録を確認したときに、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、A社を退職して何日も過ぎないうちにB地へ引っ越ししており、脱退手当金の手続はできないはずであり、当該脱退手当金を受給した記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、年金事務所に、社会保険事務所（当時）から社会保険庁業務課（当時）へ提出した厚生年金保険脱退手当金支給報告書の控えが保管されているところ、当該支給報告書には、申立人の資格喪失年月日は昭和41年11月1日、脱退手当金支給年月日は43年7月1日、支給額は1万8,476円と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、その支給に係る事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、「A社を退職して何日も過ぎずC地からB地へ引っ越ししており、脱退手当金の手続はできないはずである。」と主張しているが、脱退手当金の請求は、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所においても、又は郵送でも可能である上、脱退手当金の受給についても、居住地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が、遠隔地に居住していたことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えず、また、このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 8 日から 46 年 3 月 6 日まで
日本年金機構からの記録確認通知を見たところ、申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、A社では社会保険の担当をしており、脱退手当金の知識はあった。将来再就職する可能性を考え請求しなかったため、脱退手当金を受給した記憶は無い。その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA社を退職後の昭和 46 年 5 月 14 日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 3 月 6 日から約 2 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、「A社では社会保険の担当をしており、脱退手当金の知識はあった。退職時において一時金を受給する必要性は無かったし、将来勤める可能性もあったので、もっと将来のためには一時金を頂かない方が良いと判断し、脱退手当金の請求手続きをしなかった。」と申し立てているが、申立人は同社で社会保険の担当をしており、しかも将来再就職をする可能性を考えていたのであれば、同社退職後に再就職をするときに必要である同社における厚生年金保険被保険者証を大切に保管しているはずであるが、現在においては保管していないことから、当該申立ては不自然であり、このほかにも脱退手当金を受給していないとする事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月14日から39年3月20日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年3月20日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する14名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に支給記録が確認でき、そのうちの連絡の取れた受給者3名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までについては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年10月1日から43年1月1日まで
③ 昭和46年8月1日から同年11月1日まで
④ 昭和46年11月1日から47年3月1日まで
⑤ 昭和47年10月1日から48年2月1日まで
⑥ 昭和48年10月1日から同年12月1日まで

A社B支社（現在は、C社）及び同社本社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの標準報酬月額が低い。当時の給与明細書は所持していないが、当時は給与の減額は無く、当該期間に係る辞令を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについては、D社は、昭和42年8月1日及び46年8月1日に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書並びに47年1月1日、同年3月1日、同年10月1日、48年2月1日、同年10月1日及び同年12月1日に係る厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を提出し、「当該標準報酬決定（又は改定）通知書に記載されたとおりの届出をしており、申立人が申し立てている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は控除していない。なお、異動の際には、資格取得時決定により標準報酬月額が再決定されるため、標準報酬月額が下がることは十分あり得る。」旨供述しているところ、当該標準報酬決定（又は改定）通知書に記載された標準報酬月額は、A社B支社及び同社本社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が提出した昭和41年10月1日付け、42年3月31日付け、同年10月1日付け、43年10月1日付け、45年10月1日付け、46年4月1日付け、同年10月

1日付け、47年4月1日付け及び48年4月1日付けの辞令から、申立人の基本給は昇給していることは確認できるが、各申立期間に係る保険料控除額については確認できない上、当該基本給は、上記標準報酬決定（又は改定）通知書に記載された報酬月額より下回っていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間に勤務した複数の元従業員においても、申立人と同様、標準報酬月額が減額決定又は改定されていることが確認できる上、申立人を含む当該複数の元従業員の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

なお、当該標準報酬月額が減額された上記複数の元従業員は、申立期間に係る給与明細書などの保険料控除が確認できる資料は所持していないとしている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料明細書及び勤務状況表並びにB社から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書から、申立人は、平成9年4月1日より継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記給料明細書から、平成9年6月分から11年2月分までについては、A社における給与支払は翌々月払で、厚生年金保険料は翌月控除であることが認められるところ、9年6月分の給料明細書には同年5月の保険料しか控除されておらず、申立期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、B社によると、「申立人は派遣社員であり、給与支払については、当初、翌々月払であったが、平成11年3月から翌月払に変更した。」旨供述しているところ、同年3月分の給料明細書によると、給与支給対象期間が同年1月1日から同年2月末日までと2か月分の給与が支給されているが、保険料控除は1か月分のみであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 2 日から 32 年 8 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に指導員として勤務していたことは確かであり、同社が発行した身分証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が昭和 31 年 10 月 2 日に発行した身分証明書及び従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人を記憶する上記従業員は、「申立人の勤務期間や勤務形態についてはよく覚えていない。」旨供述しており、他の複数の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人も同僚を記憶していないとしていることから、申立人の勤務形態について確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者は死亡し、複数の従業員が経理担当であったとする者は当委員会の照会に対する回答が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から11年9月29日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成9年9月から11年6月までは50万円、同年7月及び同年8月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年9月30日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の経営状態が悪かった旨供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本により、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる者は、当時、同社は、経営状況が悪化しており、税金等の滞納があった旨供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書により、同社が申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び当該遡及訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該遡及手続は会社の業務としてなされた行為であることから、申立人は代表取締役として当該行為に責任を負うべきであり、訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正を行いながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から34年6月1日まで
A署(現在は、B署)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同署には昭和32年6月から34年11月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間にA署に勤務していたことは推認できる。

しかし、B署は、「申立人の申立期間の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる資料を保存していない。また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している上、申立期間当時の総務担当者は既に死亡及び病気療養中のため、申立人の勤務実態及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、同僚8人のうち、共済加入者を除く4人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、A署において申立期間の勤務が確認できる延べ119人のほぼ全員の申立期間の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、A署において昭和32年度又は34年度に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会したところ、回答のあった53人全員が「昭和33年度にも勤務していたが、そのときの給与明細書は保有していない。」と回答しており、これらの者から申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年4月21日まで
A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と大幅に違っているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年4月21日）の後の平成7年6月5日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は同社の代表取締役であったが、それは名目だけで、同社の会長が経営を行っていた。」と述べているところ、同社の取締役も、「申立人は雇われ社長で、実質の経営等は会長が行っていた。申立人は滞納保険料等のことは知らなかったと思う。申立人は営業担当で、お金のことにはノータッチだった。」と回答しており、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理への関与は明らかでない。

しかし、申立人から提出された平成6年分及び7年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を算出したところ、控除されていた社会保険料の金額は、訂正前の標準報酬月額（59万円）ではなく、訂正後の標準報酬月額（9万2,000円）を基に算出した金額とほぼ一致していることが確認できることから判断すると、申立人は、平成7年6月5日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理を全く知らなかったとは考え難く、当該減額訂正について少なからず認識し、何らかの同意があったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の業務を執行する責任を有する代

表取締役として標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 12 日から 59 年 7 月 15 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、前職で培ったキャリアを基に入社しているので、同社にこれだけ低い報酬額で入社することは考えられない。調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額よりも低いと申し立てているが、A社から提出された申立期間の給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同社に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月頃から 61 年 9 月頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が、会社を設立した昭和 60 年頃に、申立人が 1 年ぐらい勤めていたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、会社が倒産したため、当時の給与台帳等は保管していないが、厚生年金保険の適用事業所となる前の申立人の給与から保険料は控除していなかったと供述している。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる従業員 6 人のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、回答のあった二人は申立人を覚えておらず、うち一人は、「昭和 61 年頃にA社に入社したが、当時の従業員は社長以下 4 人で、入社 2 年後ぐらいに会社が厚生年金保険に加入した。会社が厚生年金保険に加入する前の給与から保険料は控除されておらず、国民年金保険料を納めていた。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、上記の同僚は、昭和 60 年 8 月からA社が厚生年金保険の適用事業所となる 63 年 5 月 1 日の前月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月1日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。しかし、私は標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておらず、判断に納得できないため、今回新たな資料として、「平成5年分 給与所得の源泉徴収票」を提出するので、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年7月までは53万円、同年8月から5年2月までは38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日より後の同年4月30日付けで、遡って8万円に減額訂正されていること、ii) 同社において、同年4月30日付けで、申立人及び代表取締役を含む16人の標準報酬月額が遡って8万円に減額訂正されていること、iii) 商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び訂正処理日において、同社の取締役であったこと、iv) 同社の代表取締役は、申立人は同社の実際の経営者で、総務、経理全般を統括しており、代表印の管理は自身が行っていたものの、独断で押印することは無かったとしていること、v) 同社の複数の従業員は、申立人は会長で、会社の事情を全て把握し、必要な判断をしていたのは申立人だっと思うとしていること、これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として自らの標準報酬月額の記録訂正に関与していなかったとは考え難く、当該減額処理が有効でないとは主張することは信義則上許されないことから、既に当委員会の決定に基づき、23年7月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料として「平成5年分 給

与所得の源泉徴収票」を提出するので、再調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

しかし、上記源泉徴収票において、申立人の平成5年1月から同年6月までの給与の支払金額及び社会保険料等の金額が確認できるものの、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったことを確認することができない。

以上のことから、今回提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 62 年 9 月 1 日まで
② 平成元年 6 月 23 日から同年 12 月 1 日まで
③ 平成 5 年 2 月 28 日から 23 年 1 月 24 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①並びにB社に勤務した期間のうちの申立期間②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主の供述によると、申立人は昭和 59 年 3 月から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 62 年 9 月 1 日であり、同社は、申立期間①において適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当該期間当時は会社の事業体も確立せず、社会保険の対象外と認識していたので、適用事業所ではなく、給与から保険料を控除していない。」旨供述している。

さらに、A社の元従業員の一人名は、「私は、昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月頃に入社したが、同年 9 月に初めて健康保険証をもらったのを覚えている。それまでは社会保険に加入していなかったため、保険料は給与から控除されていなかった。」旨供述している。

2 申立期間②について、B社の元従業員の供述によると、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年 12 月 1 日であり、同社は、申立期間②において適用事業所とはなっ

ていないことが確認できる。

また、上記のB社の元従業員は、「自分が入社した平成元年3月当時は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。その後、人が増えて社会保険に加入するようになった。その時期は社会保険事務所（当時）の記録によると、平成元年12月であると思われる。」旨回答していることから、同社において、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除していなかったことがうかがえる。

さらに、B社の元事業主は、「当社の適用事業所となった時期以外の照会内容に対し詳細回答することはできない。」旨供述していることから、申立人に関する申立期間②における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

3 申立期間③について、申立人から提出された給料支払明細書、申立人が解雇予告通知「ご通知」を受けて当該解雇を無効として控訴したC高裁平成19年8月*日付けの判決及び最高裁20年1月*日付けの決定から判断すると、申立期間③のうち、5年2月28日から14年11月9日までの勤務は確認できるものの、同日から23年1月24日までの勤務は確認することはできない。

また、オンライン記録によると、B社は平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成5年3月から14年11月までの給料支払明細書によると、申立期間③のうち5年2月28日から14年11月9日までについて、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、B社の元事業主は、「当社の適用事業所となった時期以外の照会内容に対し詳細回答することはできない。」旨供述していることから、申立人に関する申立期間③における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月から 28 年 12 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は昭和 28 年頃に倒産したが、それまでの間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年頃にA社が倒産するまで、同社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載の所在地で商業登記の記録は見当たらず、同所在地に照会文書を送付したものの回答を得られない上、当時の事業主は所在不明である。このため、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から連絡可能な複数の従業員に照会したところ、回答のあった二人(資格喪失日は申立人と同日)は、いずれも、「資格喪失時期に退職した。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A社での資格喪失日は昭和 25 年 4 月 10 日と記録されており、上記被保険者名簿の申立人の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年から 24 年 2 月 1 日まで
60 歳になったとき、取引のあった金融機関の職員に調べてもらったところ、申立期間のうち、12 か月から 24 か月、A社に勤務していた記録があるとのことだったので、申立期間のうち、実際に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B専門学校（現在は、C大学）を卒業後、同校の推薦でA社に入社したが、事業所名は「A社」としか分からず、勤務地はD地区だと思いが確かではない旨供述している。

そこで、申立期間当時、D地区でA社及び同社関連事業所で適用事業所として確認できた、E社F工場、同社G工場及び同社H工場について、A社に申立人の在籍を照会したところ、上記の各事業所に保管されている厚生年金台帳及び男子工員索引名簿に申立人の名前は無く、在籍を確認できない旨回答があった。

また、C大学に申立人の卒業年度を照会したところ、申立人は昭和 23 年 3 月にB専門学校を卒業しているが、就職先は不明である旨回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、A社に係る記録は無く、同台帳の被保険者記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、上記専門学校の同級生と一緒にA社に入社したとしているところ、その者の名前を記憶しておらず、ほかの専門学校の同級生は死亡しており、申立人の姉からも供述を得られないことから、このほかに同社での申立人の勤務について供述を得られる者が見当たらず、申立人の主張について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から34年8月1日まで
② 昭和35年8月1日から同年10月1日まで
③ 昭和37年8月1日から38年8月1日まで
④ 昭和45年10月1日から46年10月1日まで
⑤ 昭和46年10月1日から47年10月1日まで
⑥ 昭和56年1月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、ねんきん定期便の内容について、A社の助監督室専属契約者であった同期生二人と情報交換したところ、当該期間当時は、同期の契約金額は同額で上がっていたはずなのに、標準報酬月額に差異がみられ、自身の標準報酬月額は、昭和32年10月の定時決定で1万4,000円から1万2,000円に減額されている旨供述している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間に在籍が確認できる同期生11人に係る昭和32年10月の定時決定について調査したところ、申立人同様に標準報酬月額が低下している者が7人、変わらない者が3人、上がっている者が一人確認でき、申立人の記録が特段不自然であるとは言えない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和35年8月に上記同期生二人の標準報酬月額が2万円に改定されているのに、自身の記録は1万8,000円のまま改定されておらず、当該期間当時は、同期の契約金額は同額で上がっていたはずなので、記録の誤りがあると思う旨供述している。

しかし、上記名簿から、昭和 35 年 8 月の随時改定前の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額は 1 万 8,000 円となっており、1 万 8,000 円から 2 万円への改定は 1 等級の差に当たるため、2 等級以上の変動があった場合に行われる随時改定には該当しないことから、申立人について改定が無かったことが不自然とは言えない。

なお、上記同期生二人は、昭和 35 年 8 月の随時改定において従前の標準報酬月額より 2 等級以上の変動があることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 37 年 8 月に助監督室専属契約者は、全員正社員に昇格したことに伴い、賃金制度が変更され、同期生の報酬は一律に大幅に上がっており、標準報酬月額も上記同期生二人は、3 万 6,000 円となっているのに、自身は、3 万円にとどまっているのはおかしい旨主張している。

しかし、上記名簿から、当該期間に在籍が確認できる同期 10 人について、昭和 37 年 8 月の随時改定に係る標準報酬月額を調査したところ、3 万 6,000 円が二人、3 万 3,000 円が 3 人、申立人と同額の 3 万円が一人、2 万 8,000 円が 3 人、2 万 4,000 円が一人確認でき、申立人の記録が特段不自然であるとは言えない。

- 4 申立期間④及び⑤について、申立人は、昭和 45 年 6 月 30 日で監督昇進のため A 社を退職し、翌日の 7 月 1 日に監督専属契約を結んだが、当該期間の標準報酬月額が専属契約料以下の 6 万 8,000 円及び 7 万 2,000 円となっているのはおかしい旨主張している。

しかし、A 社の元役員は、当該期間当時に監督の報酬は専属契約料と製作担当料から成っており、基本的な金額は決まっていたが、製作担当数の多寡と会社側の評価により一人一人の報酬額は違っていたとしており、また、同僚の供述からも監督専属契約料が一人一人で異なり、一律ではなかった事情がうかがえる。

また、上記名簿から、当該期間において申立人と同様に監督であった同期生の標準報酬月額は、7 万 2,000 円と記録されており、申立人の記録が特段不自然であるとは言えない。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、当該期間の報酬が 11 万円から 7 万 2,000 円に下がった記憶は無いと主張している。

しかし、申立人は、当該期間当時に映画、テレビ、映像関係の仕事をしており、それらの監督料を分割支給されていたが、月々の報酬額について明確に覚えていない旨供述している上、上記名簿により、申立人の 1 期後輩の中に、昭和 56 年 1 月の随時改定で標準報酬月額が 38 万円から、申立人と同様に 7 万 2,000 円に減額となっている者が確認できることから、申立人の記録が特段不自然であるとは言えない。

- 6 B 社は、各申立期間当時の人事記録等は残存していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく保険料控除について確認することができない。

また、A 社において申立人と同期入社で、助監督室専属契約者であった同僚 5 人と製作部デスクで勤務していた先輩社員は、いずれも、申立期間当時の給与明細書等を

所持していないため、申立人の主張する報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 11 月 21 日まで
②昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

A社の営業店で、昼間は大学に通いながら夜間にウエイターとして勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社C支社で、外務員として勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険完備のところを選び就職したので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の具体的な供述等から、期間は特定できないが、A社で勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、当時の資料は保管していないため、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、申立人は、A社における当時の同僚の名前を記憶しておらず、記憶していた上司も死亡していることから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間当時に同社で勤務していたことが確認できる従業員に照会を行ったところ、15人から回答があったものの、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社における当該期間当時の人事労務担当者は、「厚生年金保険については、正社員で採用した者は入社時から加入させていた。大学生の短時間就業者（アルバイト）は準社員扱いとしていたが、一般のアルバイトと同様に、本人の勤務状況を見ながら加入の是非を判断していた。」と供述している。また、別の従業員は、昭和 38 年 12 月から同社に入社する 41 年 4 月まで、学生アルバイト（「学生社員」と称していた。）として同社で働いていたが、正社員とは厚生年金保険の加入に関する取

扱いが違っていた旨回答している上、上記名簿において同人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、申立人と同じ39年11月21日であることが確認できる。

加えて、上記名簿から申立人が厚生年金保険の被保険者となった昭和39年11月21日に資格を取得している者が多数いることが確認できるところ、上記人事労務担当者は、当時、社会保険事務所（当時）からの指導もあり、厚生年金保険の対象者をまとめて加入させたと思われる旨供述している。

その上、A社に係る厚生年金保険記号番号払出簿と上記名簿における申立人の厚生年金保険の記号番号及び資格取得年月日は一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる資料は所持しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、当該期間当時にB社C支社で勤務していた複数の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社で外務員として勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は平成13年4月に解散しているため、同社の清算会社から業務委託を受けている社団法人D協会に照会したところ、同協会は、申立人の在籍記録は確認できない上、同社の社会保険に関わる資料についても保管していない旨回答している。

また、当時のB社C支社の支社長に照会を行ったところ、申立人を記憶していない上、当時の同社の厚生年金保険の取扱いについても明確に記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同職種の外務員で昭和40年11月に入社したとする同僚は、B社C支社に係る事業所別被保険者名簿において、入社から相当期間（5か月）経過後の41年4月に被保険者資格を取得していることが確認できる上、「直属の上司は支社長で、厚生年金保険の加入については支社長が判断していたと思う。」と供述している。また、複数の従業員の供述から、厚生年金保険の加入については内勤者と外務員では取扱いが異なり、外務員は入社時から一律に加入するのではなく、本人の希望や所管長（支部長、支社長）の推薦により個別に判断していた状況が認められる。

加えて、上記名簿において、申立期間に係る健康保険番号に欠番は認められず、不自然な記録訂正等は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 53 年 8 月 22 日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低くなっている。給与は年に1回から2回は昇給していたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低くなっており、給与は年に1回から2回は昇給していたことから、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の報酬月額及び保険料控除等について確認することができない。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社に在職する被保険者の標準報酬月額はおおむね毎年増えていることが確認できるが、複数の同僚の供述及び申立人提出のC国住民登録証明書により、申立人は申立期間のうち昭和 50 年 6 月から 52 年 8 月までの期間においてC国に長期海外出張していたことが確認できる。申立人及び申立人と同様にC国に長期海外出張した同僚3人の海外出張中における標準報酬月額は、申立人と同僚二人は赴任時の額のまま据え置かれ、他の一人は、申立期間の後に海外出張した約6年間に一度しか増額変更されていない。

さらに、申立人と同時期に、長期海外出張をした現地法人の責任者は、「長期海外出張者の標準報酬月額は、現地支給とは別に国内支給（固定給）の給与を基準に設定されていたので、実際の受取額より低くなっていた。」と供述している。

加えて、当時の社会保険担当者も、「海外出張者の厚生年金保険料は、国内給与（固定給）で設定していた。給与は、毎年昇給していたが、標準報酬月額に反映していたか否かは不明である。厚生年金保険料は届け出た標準報酬月額に基づき控除していた。」

と供述していることから、A社B工場においては、長期海外出張者の標準報酬月額について国内在勤者とは別の取扱いをしていることがうかがえる。

また、申立期間のうち、海外出張前の昭和 50 年 1 月 1 日から同年 6 月までの期間及び帰国後の 52 年 8 月から 53 年 8 月 22 日までの約 1 年間について、申立人は当該工場において国内勤務をしていたとするものの、事業所の関係資料及び同僚等の供述は無く、申立人も保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していないことから、申立人の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22240 (事案 14791 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から15年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低くなっている旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正の対象とすることはできない旨通知を受けた。
今回新たに、申立期間当時の状況の説明書及び平成7年分から15年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しを提出するので、再度調査をして申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたA社に係る平成14年7月分の給料明細及び7年分から15年分までの給与所得の源泉徴収票において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、また、申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていたとしても、申立人は申立期間において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められること等から、既に当委員会の決定に基づき23年2月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 今回、申立人は、この通知に納得できず、新たに「申立期間当時の状況の説明書」及び「平成7年分から15年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の写しを提出するので、再度調査を行い、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

申立期間のうち、平成7年9月及び8年2月については、申立人提出の所得税源泉徴収簿の写しにより、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、今回新たに提出された「申立期間当時の状況の説明書」においても、申立人は、「事業主の指示の下、会社の経理事務全般を担っていた。」としており、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づき記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間のうち平成7年1月から同年8月まで、同年10月から8年1月まで及び同年3月から15年1月までの期間については、上記所得税源泉徴収簿により、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額となっていることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 16 日から 48 年 3 月頃まで
② 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を含めて勤務しており、給与から保険料控除もされていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和 48 年 3 月頃まで勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の同社に係る商業登記簿は廃棄されていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の従業員の回答及び供述から、A社の給与・社会保険事務を担当していたのは同社の事業主であることが判明したものの、オンライン記録から事業主が死亡していることが確認できることから、供述を得ることができない。

さらに、申立人をA社に紹介したとされる同僚は、居所不明となっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に申立人の勤務実態について確認したところ、申立人のことを記憶している者は3人いるが、当該期間における申立人の勤務実態については不明と回答・供述している。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険

証が昭和47年5月12日に社会保険事務所（当時）に返納された記録が確認できる。

さらに、C社から提出された申立人の履歴書には、それまでに勤務していた会社としてA社の社名は確認できず、申立人が、昭和47年4月から50年12月までの期間において、他の事業所で勤務していたことが記載されている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に昭和50年5月1日から勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、同社が保管している上記履歴書に「昭和51年3月5日入社」と記載されていることから、それ以前の申立人の勤務実態は無い旨回答している。

また、C社の現在の事業主は、「当時の厚生年金保険の取扱いについて定かではないが、現在の取扱いは、試用期間を1か月設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていない。申立人の履歴書及び厚生年金保険の資格取得届を確認したところ、入社（昭和51年3月5日）後、昭和51年4月1日に厚生年金保険の資格取得を行っていることから、当時も同様の取扱いを行っていたと思われる。」と供述している。

さらに、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書によると、申立人は昭和51年4月1日に厚生年金保険の資格を取得しており、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

加えて、申立人が、入社時に厚生年金保険の説明を受けたと記憶している経理担当者の名字が、B社に係る厚生年金保険被保険者原票において確認できることから、同人に照会したところ、同人は、「当時の経理担当であった。当時の保険料控除の取扱いについては資格取得届を提出してから、保険料を控除していたと思う。」と供述している。

また、C社から提出された申立人の履歴書には、申立人が、昭和50年12月までの期間において、他の事業所で勤務していたことが記載されており、申立期間②の一部と重複している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月8日から35年8月17日まで
平成12年にA社の退職に際し、年金について調べたところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、受け取った記憶は無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和36年10月6日に支給決定されていることが確認できる上、申立人が申立期間に勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である35年8月の前後3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む24人中20人に支給記録が確認できる上、当時の同社の社会保険業務担当者は、「退職する女性については、脱退手当金の受給の意思確認を行い、受給を希望する者については、私が請求手続をしていた。」と供述しており、しかも、複数の連絡の取れた支給記録のある者が、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述しており、また、申立人と同一支給決定日の者が二人いるとともに、そのほかにも同一支給決定日の者が4組9人いることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年10月6日の2か月前の同年8月6日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から30年5月1日まで
② 昭和30年5月1日から37年10月16日まで
③ 昭和37年10月16日から39年11月1日まで

私は、A社に昭和27年3月から39年10月までと40年7月から43年10月までとの2回勤務したが、平成20年に届いたねんきん特別便で、初回勤務時の年金記録が全く無いことを知り、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、21年に届いた回答書には、当該初回勤務時の厚生年金保険の加入記録は無いと記載されていた。22年に再度問い合わせると、初回勤務時のうち、申立期間①及び③については、厚生年金保険の未加入期間であり、また、申立期間②については、脱退手当金が支給されていると言われた。

しかし、私は、A社には申立期間①及び③についても勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和27年3月1日から30年5月1日までの期間については、申立人は、A社には27年3月1日から継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

この申立人の申立期間①におけるA社での勤務については、昭和30年4月1日に入社したとする従業員が「自分が入社したときには、既に申立人は勤務していた。ただし、申立人がいつ頃から勤務していたかについては分からない。」としていること

から、申立人が申立期間①の後半において、期間は不明ではあるが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間①当時の厚生年金保険業務担当者及びその他の従業員は、「女性は、当初、パートで入社し、その後、正社員になる者もいた。また、申立人も、少なくとも入社当初はパート社員であった。」と供述している。

また、当該厚生年金保険業務担当者は、「パート社員も厚生年金保険に加入することはできたが、加入すれば手取りが少なくなることから、加入を嫌がる者も多かったこともあり、入社して一定期間経過後に加入させていた。」と供述しており、この点については、複数の女性従業員が、「パート社員として入社したが、厚生年金保険の加入については、入社して相当期間経過後に会社から加入するように言われたので、加入した。」と供述していることから、A社では、パート社員は、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いが行われていたものと考えられる。

さらに、申立期間①において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できない上、同被保険者名簿の健康保険証番号に欠番等は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③の昭和37年10月16日から39年11月1日までの期間については、申立人は、A社には39年10月30日まで継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、A社に係る申立期間③当時の事業主は他界している上、後を継いだ事業主は、同社の解散時に人事記録等の資料を廃棄したとしていることから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚の氏名を覚えていないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間③を含む前後の期間に被保険者記録がある複数の従業員に照会したところ、回答のあった者のうち一人は、「申立人は、体調不良により昭和37年頃に退職したと記憶している。」旨供述している上、その他の者からは、申立人が申立期間③に勤務していた旨の供述を得られなかった。

さらに、申立人が申立期間③においてA社に勤務していたとすれば、同社から申立人に係る昭和38年10月と39年10月の2回の算定基礎届が社会保険事務所に提出されているはずであるが、同社に係る上被保険者名簿等には、当該2回の算定記録は無い。しかし、社会保険事務所が算定記録を誤って2回とも記入しなかったとは考えられないことから、この2回の算定基礎届は、提出されていないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②に係る脱退手当金については、申立人のオンライン記録において、昭和38年5月6日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である37年10月16日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む17人中11人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月半以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた一人は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性を否定できない。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年10月16日から約6か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、④及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 21 日から 40 年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 21 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 21 日から同年 11 月 21 日まで
④ 昭和 41 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
⑤ 昭和 41 年 12 月 21 日から 42 年 11 月 17 日まで
⑥ 昭和 42 年 11 月 17 日から 43 年 12 月 15 日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間①、③及び⑤について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。申立期間①においては、A社に勤務し、申立期間③及び⑤においては、B社に継続して勤務していたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、ねんきん特別便を見て、申立期間①の前に勤務したA社の被保険者期間並びに申立期間②、④及び⑥について、申立期間⑥に勤務したC社の退職後に脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。A社在職中の昭和 39 年 9 月頃に脱退手当金を受け取った記憶はあるが、その後には、脱退手当金を受給していない。C社の退職後に脱退手当金を請求した記憶ももらった記憶も無いので、申立期間②、④及び⑥については脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①の初日である昭和 40 年 11 月 21 日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、雇用保険の記録においても、同年 11 月 20 日を離職日

として同社を退職していることが確認できる。

そして、雇用保険の記録では、申立人が昭和40年11月22日から41年6月20日までB社に勤務していることが確認できることから、申立人は、申立期間①においてA社でなくB社に勤務していたことが確認できる。

一方、B社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年12月1日であり、それ以前である申立期間①において、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同様に昭和40年11月21日にA社で資格喪失し、同年12月1日にB社で資格取得し、申立期間①において被保険者としての記録が無い者が5人おり、これらの者が申立人と一緒にA社からB社へ移籍したものと考えられる。

このほか、申立人について、申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、オンライン記録及び株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、申立期間③の初日である昭和41年6月21日に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、雇用保険の記録でも、同年6月20日を離職日として同社を退職していることが確認できる。

このように社会保険事務所（当時）の記録と公共職業安定所の記録が一致していることから、B社が申立人の当該資格喪失届を両機関に提出しているものと認められる。

一方、申立人は、B社では社会保険事務を担当していたとしており、同社の元従業員も申立人が同社の社会保険事務を担当していたと証言していることから、仮に、申立期間③に同社に勤務していたとすれば、同社に勤務しながら、自らの被保険者資格喪失届を提出したこととなるので、申立人が申立期間③において同社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間⑤についても、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、オンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、申立期間⑤の初日である昭和41年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するとともに、同年12月23日には健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、申立人が申立期間⑤に同社に勤務していたとすれば、あるはずの

42年10月の算定処理の記録が無い。このため、同社が社会保険事務所に申立人の当該資格喪失の届出を行ったものと認められる。

一方、申立人は、B社では社会保険事務を担当していたとしていることから、仮に、申立期間⑤に同社に勤務していたとすれば、同社に勤務しながら、自らの被保険者資格喪失届を提出したこととなるので、申立人が申立期間⑤において同社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立人については、オンライン記録上、申立期間①前に勤務したA社、申立期間②及び④に勤務したB社並びに申立期間⑥に勤務したC社の被保険者期間を対象として、同社退職後の昭和44年7月8日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間についての脱退手当金については、同社の在職中に受給したが、申立期間②、④及び⑥の被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、そもそも制度上、厚生年金保険の被保険者である期間に脱退手当金を受給することはできないこととなっている。

そして、日本年金機構の記録では、A社の在職中及び同社退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間⑥の後の昭和44年7月8日支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているA社の厚生年金保険被保険者期間に、申立期間②、④及び⑥を加えた4期間を対象として支給されていること、また、C社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、当該「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、C社を退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

なお、当該期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のC社における資格喪失日の6か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、④及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。